平成２２年（フ）第４８１号
静岡県沼津市杉崎町２番５号
破産者　株式会社ビースマイル
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５５９号
愛知県一宮市大和町妙興寺字伊勢田18番地
破産者　有限会社サクリフコーポレーション
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２３２号
山口県下関市東大和町２丁目２番18号
破産者　株式会社山本工業所
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
香川県丸亀市幸町２丁目２番９号
破産者　有限会社小鹿製箸商会
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１２２号
香川県仲多度郡多度津町大字葛原1049番地１
破産者　有限会社エース設計事務所
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第２３６号
北海道白糠郡白糠町東１条南２丁目３番地12
破産者　道東産業株式会社
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２７５号
釧路市愛国東１丁目27番13号
破産者　丸英今村建設工業有限会社
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３４３号
釧路市川端町２番４号
破産者　有限会社山文森田食品
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１２０号
北海道北見市桂町５丁目179番地５
破産者　株式会社明真設備工業
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１８６７号
宮城県大崎市鹿島台木間塚新屋敷９－１、商業登記簿上の住所宮城県遠田郡涌谷町字桜町裏282番地１
破産者　有限会社アジテック
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８３２号
茨城県ひたちなか市高場2353番地２
破産者　有限会社園山
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２９７号
茨城県稲敷市犬塚1617番地153
破産者　有限会社代建
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４８号
栃木県宇都宮市細谷町676番地１　エルヴィレッジＣ－202、破産手続開始決定時の住所栃木県宇都宮市南大通り２丁目６番20号サーパス南大通り502号
破産者　小野　久成（旧姓平山）
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８１５号
栃木県宇都宮市峰４丁目13番20号、住民票上の住所栃木県宇都宮市三番町１番５号　三番町ハイツ1003
破産者　冨田　　肇
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７２号
栃木県佐野市茂呂山町２番地８
破産者　中村　満枝
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４７号
栃木県鹿沼市口粟野1075番地３
破産者　田中　康夫
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４４０号
埼玉県吉川市大字平沼1678番地10
破産者　有限会社コダカ製作所
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７４８号
東京都江戸川区本一色３丁目35番11号
破産者　日昇建設株式会社
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第８号
埼玉県熊谷市本町２丁目116番地
破産者　有限会社山茶花
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３７８号
三重県津市垂水887番地12
破産者　八木　勝則
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３７９号
三重県鈴鹿市桜島町５丁目７番地の３　県営住宅桜島団地Ｐ１棟104号室
破産者　上村　憲治
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３８２号
三重県鈴鹿市算所１丁目５番７号　三鈴アパート１号
破産者　冬柴　吉博
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係